



# 水道(下水道)使用開始届

(使用者様控)

※枠線内の事項をもれなく記入して下さい(○をつけて下さい)

令和	年	月	日	届出
----	---	---	---	----

使用する方(氏名・名称)  
(ふりがなは必ず書いて下さい)

フリガナ
------

電話番号

( ) -	1 本人・自宅 2 会社・勤務先 3 その他( )
-------	------------------------------

使用する場所(住所・所在)

湯沢町
(アパート ・ビル名)

使用を始める日と  
使用する人数(居住者数)

令和	年	月	日から	人で使用
----	---	---	-----	------

連絡先住所・電話番号  
(※1)(※2)

1 使用する場所と同じ	2 下記のとおり
〒	-
	☎( ) -

(※1) 使用する場所以外に請求書等の送付を希望する場合は記入して下さい。

(※2) 個人の方で湯沢町に転入手続きしない場合は、この欄に住民票のある住所(運転免許証などに記載されている住所)を必ず記入して下さい。

湯沢町給水条例の規定により、上記のとおり水道開栓手数料500円を納付の上、届出します。

代理人(使用者本人は記入不要)

この届出による料金請求の開始は 令和 年 月 からです  
(基本料金の半額加算 あり・なし )

(ご案内)

- 水道メーターの検針は毎月20日ごろ実施し、その水道(下水道)使用料金は翌月分として翌月に請求します。(使用した月の1ヶ月遅れのあと払いで、毎月請求します。)
- 使用料金の算定は毎月20日を基準日として使用した日数により行います。使用した日数が15日を超える場合は、使用期間を1ヶ月とみなして基本料金を請求します。使用した日数が15日以内の場合は、基本料金の半額を請求します。よって、使用を開始した日による請求が始まる月および基本料金は次のようになります。
  - 月の1~5日に使用開始→その翌月から請求開始 基本料金の半額加算なし  
(例 使用開始日7月3日→8月より8月分として請求開始)
  - 月の6~20日に使用開始→その翌々月より請求開始 基本料金の半額加算あり  
(例 使用開始日8月10日→10月より10月分として請求開始)
  - 月の21~末日に使用開始→その翌々月より請求開始 基本料金の半額加算なし  
(例 使用開始日8月25日→10月より10月分として請求開始)
- 料金の請求については毎月15日ごろ納付書をお送りします。納付書に記載されている金融機関等で納めて下さい。なお口座振替による納付をおすすめしていますので、希望される場合は別途申し出て下さい。
- 12月~4月は一部を除き積雪のため、メーター検針をしません。その場合、冬期間(1月~5月)は過去使用実績、またはお申出の使用人数により概算で請求し、5月の検針(6月の請求)にてこの期間分の使用料金を精算します。
- ご使用を止める場合は必ず使用休止の届出をして下さい。届出をされないうちに使用を止めても、すぐ使用することができる状態のために基本料金の請求が続きます。くれぐれもご注意下さいますようお願いいたします。



# 水道(下水道)使用開始届

(保管票)

令和 年 月 日 届出

使用する方(氏名・名称)  
(ふりがなは必ず書いて下さい)

フリガナ

電話番号

( ) -	1 本人・自宅 2 会社・勤務先 3 その他( )
-------	------------------------------

使用する場所(住所・所在)

湯沢町
(アパート ・ビル名)

使用を始める日と  
使用する人数(居住者数)

令和 年 月 日から	人で使用
------------	------

連絡先住所・電話番号

1 使用する場所と同じ	2 下記のとおり
〒 -	
	☎ ( ) -

代理人

(上下水道課記入欄)	開始年月	令和 年 月		
	基本料金の半額加算	あり・なし		
メーター番号	前回検針	年 月 日	指針	m <sup>3</sup>
使用者番号	今回検針	年 月 日	指針	m <sup>3</sup>
個人コード	特記事項			
納付方法 振込・口座 (金融機関)				
下水道 あり なし				
冬期概算 m <sup>3</sup>				
開 栓 電 算 手数料				